

第33号議案

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月22日

品川区長 濱 野 健

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

第30条第2項中「100分の95」を「100分の90（第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の110）」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（説明）学校教育職員の期末手当および勤勉手当に係る支給月数を改める必要がある。